

2025 年度「ひろしまコミュニティ基金」_風の家_様式 2

風の家における支援の経過：利用者 T のケース

私たちは 2009 年 5 月に風の家を立ち上げ、2010 年 12 月に特定非営利活動法人の認証を受けてから、矯正施設退所後に行き場のない元受刑者や生活困窮者への支援を行ってきた。そして 2011 年 5 月に広島保護観察所より自立準備ホームとしての認定を受け、対象者の受け入れを行っている。現在では生活保護受給申請中の人の住居が決まるまでの一時生活支援事業を展開し、宿所や食事を提供しながら自立を援助している。こうした居住支援に加えて、入居者や退所者に対し生活上の困り事に対する支援も行っている。

ここでは、利用者 T の支援の経過をひとつのモデルとして提示したい。T は 11 月中旬から今現在も風の家に入所している男性である。T は 50 代前半で、役所からの紹介で風の家に来所した。入所時面談では自分のいまいる場所を知られないですかとしきりに職員へ確認し、理由を聞いても言葉を濁すのみであった。不信感があったものの特に大きなトラブルもなく生活を送っていた。

しかし、生活保護の受給が決定し物件選びや家具什器をリサイクルショップで購入し入居準備をしていたところ役所より急に生活保護の受給が取り消しになるかもしれないと連絡がきた。役所に理由を尋ねると暴力団員に登録されており現在、調査しているという返答であった。本人にも理由を聞くと最初は答えたくない様子があったものの少しずつ自身の過去について話をしてくれることとなる。話を聞いていくと暴力団員であり、その組長の家に住まわせてもらっていたがそこでの生活が嫌になり何も言わずに逃げてきたという事実が発覚した。本人に今後どうしていきたいか話を聞くと「暴力団を抜きたい」というので暴力団を抜ける手続きを風の家で行うこととなった。

退団手続きでは公益財団法人暴力追放広島県民会議（以下、県民会議とする）に問合せをし、話し合いの場を設けることとなる。話し合いには本人、警察官と県民会議の職員、風の家職員の 4 人で行った。県民会議からは、先ず本人が暴力団幹部に自分で直接「抜きたい」ことを伝えないと次に進めないと助言をもらった。しかし本人はそれが出来ないから風の家で逃げてきたのであり、自分一人で暴力団幹部に会って抜きたいと言うことはできないことは当然と思われた。そこで再度県民会議で話した警察官と本人に代わり職員が連絡をとり、本人には幹部に会って抜きたいと言うことなどとても出来ないことを強く訴え、本人は本当に暴力団から抜け真面目に生活していきたいと思っているが、現状では暴力団を抜けることが出来ない。県民会議はこの様な人達を救うためにあるのではないかとこのやり取りを行い、代替え案がないかをきいたところ警察官が本人に代わり暴力団の組長とやり取りを行い、抜ける手続きを行うことが出来る。しかし、組長が了承しても T が脱退したとの手続きをしてくれない場合があるが、それでも手続きを進めるかと言われたが、本人はそれでも希望したので依頼して、警察官、県民会議職員の同席で契約書、暴力団離脱支援願い、離脱届を提出し、数日後には警察官が前記の書類を組長に届け受理されたとの連絡があった。この様に面倒な手続きを取るのには、恐らく暴力団を抜けると相談があり実際に抜けても実は裏で暴力団との繋がりを切っていない人が往々にしてあり、T に対しても抜ける意

2025 年度「ひろしまコミュニティ基金」_風の家_様式 2

志は本当なのか見極め確信に変るまで面接を行ったと思われる。警察の名簿の暴力団員の除名は2～3ヶ月かかるのでそれまで生活保護を申請しても、生活課が調べるので生活保護は受給できないと言われ、Tが生活保護を申請したが、2～3か月は今の生活を続けることを覚悟したほうが良いと助言を受けた。

その後、警察官より無事に離脱することができたとの連絡を受けたので生活保護を申請したが、中々受け付けられず受け付けまで1ヶ月くらいを要した。

その間に携帯電話も滞納しており使用できなくなっていた。Tは新しい携帯電話を購入して住所が暴力団に知られ追いかけることを恐れていた。そのため滞納金を支払いそのままSIMカードを使用したい意志が強かった。携帯本体は中古で購入を希望し、職員がネットから探し、購入支援を行った。また携帯会社へ未納分の支払いや申込等を行うために何度か携帯会社に行くがなかなか手続きが上手くいかないこともあり、本人は「もういいわ」と諦めの言葉も多く聞かれるようになった。しかし職員が間に入り時間は掛ったがなんとか手続きを終えることで無事に携帯電話を使用できるようになった。

本人は暴力団員から自分の居場所を詮索され追いかける心配があったため、住民票の閲覧制限の依頼について県民会議に問合せたところ、役所へ行くように助言をもらい職員より役所へ事情を伝えることとなる。役所からは警察へ相談を行ってもらえたら対応できると思うが、警察の判断次第になるので不安だからという理由で閲覧制限が許可されるかは分からないとの返答であった。後日再度警察へ相談することとなった。

県民会議の職員からも2ヵ月程待ち改めて生活保護を申請した方がいいとの話もあり、2ヵ月経ったところに改めて生活保護の申請をした。本人は役所から連絡がこないことを不安がり不安定になることもあったが、まずは返事をまちそれから考えていきましょう、と根気強く職員も関わった。無事に生活保護の受給が決定し、家も前に希望していた物件の空きがあったとの事で本人が自ら動き契約手続きを行った。また、リサイクルショップも以前紹介していたお店に問合せをして購入手続きを行うことが出来た。今までは職員に任せることが多かったが少しずつ自分でできることを行う姿勢がみられるようになった。

Tとしては最初に生活保護を受給できる手前までいったところで役所から却下の連絡がきて落胆し、その後の離脱手続きや携帯の手続き等が円滑に行えず何度も足止めをくらすことでどうでもいいという投げやりな気持ちになることもあった。しかし、その都度職員が手続きの支援を一緒に行うとともに本人への声掛けや話を聞くことで落ち込む気持ちを和らげることに繋がったと考えられる。あと少して新居に入居が決まっており、本人も問題が一つずつ片付くにつれ冗談を言ったり、よく話をする姿もみられるようになった。暴力団を抜け、新たな人生を歩みたいという本人の意志を風の家は支援したいとの思いから一緒に取り組んできた。これからもそのような人達を見守りながら望む支援を行っていきたい。